

野洲市市政功労者表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市表彰条例(平成16年野洲市条例第4号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する市政功労者表彰(次条及び第8条において「表彰」という。)について、条例第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 表彰の区分は、自治功労、社会功労、産業功労及び教育文化功労とする。

(自治功労)

第3条 前条に規定する自治功労は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その功績が顕著なものにつき行う。

- (1) 市長の職に4年以上在職した者
- (2) 市議会議員の職に12年以上在職した者
- (3) 副市長の職に8年以上在職した者
- (4) 選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員又は固定資産評価審査委員会委員の職に12年以上在職した者
- (5) 自治会長の職に5年以上在職した者
- (6) 消防団員その他各種委員の職に15年以上在職した者
- (7) 前各号に定めるもののほか、市自治行政上特に功績が認められる者

(社会功労)

第4条 第2条に規定する社会功労は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その功績が顕著なものにつき行う。

- (1) 非常災害時において、警戒、防御、救助等に関しその功績が認められる者
- (2) 民生委員・児童委員、人権擁護委員又は行政相談委員の職に12年以上在職した者
- (3) 健康推進員その他各種委員の職に15年以上在職した者
- (4) 公益のため市に2,500,000円以上(団体は3,000,000円以上)の金品を寄附した者(当該寄附が、野洲市まちづくり寄附条例(平成20年野洲市条例第23号)に定める寄附金であつて、それに対する返礼品を受領した者を除く。)
- (5) 前各号に定めるもののほか、市民の模範とするに足る善行のあつた者又は社会公共のために特にその功績が認められる者

(産業功労)

第5条 第2条に規定する産業功労は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その功績が顕著なものにつき行う。

- (1) 農業委員会委員の職に12年以上在職した者
- (2) 建設、商工又は農林水産関係各種委員の職に15年以上在職した者
- (3) 前2号に定めるもののほか、商工業、農林水産業又は建設の振興に寄与し、特にその功績が認められる者

(教育文化功労)

第6条 第2条に規定する教育文化功労は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その功績が顕著なものにつき行う。

- (1) 教育長の職に6年以上在籍した者
- (2) 教育委員会委員の職に12年以上在職した者
- (3) 社会教育委員その他各種委員の職に15年以上在職した者
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育、文化又はスポーツの振興に寄与し、特にその功績が認められる者
(在職年数の計算)

第7条 第3条から前条までに該当する者の在職年数の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在職年数 その職に就いた日の属する月から起算し、退職の日又は表彰の調査期日の属する月までの期間
- (2) 在職期間に中断がある場合 その前後の在職期間を通算
- (3) 同時に2以上の職を兼ねた場合 そのいずれか一の職の在職年数

2 前項第1号に規定する調査期日は、毎年10月1日とする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状及び記念品(次条において「表彰状等」という。)を贈呈して行う。

(被表彰者死亡の場合の措置)

第9条 条例第5条第1項の規定により選考された被表彰者(以下「被表彰者」という。)となるものが表彰の前に死亡したときは、市長は、表彰状等を当該被表彰者の遺族に贈呈する。

(再表彰)

第10条 市長は、既に表彰を受けた者であってもその後の功績により、当該表彰を行った第2条に規定する表彰の区分以外の区分に限り、更に表彰することができる。

(被表彰者からの除外)

第11条 被表彰者となるものが、表彰の前に自己の責めに帰すべき事由により栄誉を著しく失墜したと市長が認めるときは、市長は、その者を被表彰者から除外することができる。

(被表彰者名簿)

第12条 被表彰者の氏名、事績その他必要な事項は、表彰者名簿に記載し、永久保存する。

(感謝状の授与)

第13条 市長は、第3条から第6条までの規定に準ずると認められる者に対し、必要に応じて感謝状を授与することができる。この場合において、条例第5条第1項の規定による表彰選考委員会による選考の規定は適用しない。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条、第3条、第4条又は第5条の規定に該当する被表彰者の在職年数は、合併前の中主町及び野洲町における在職期間を通算する。ただし、合併前の中主町表彰規程(昭和57年中主町規程第1号)又は野洲町表彰条例(平成8年野洲町条例第15号)の規定により表彰を受けた者を除く。

付 則(平成18年規則第5号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の野洲市表彰条例施行規則第2条第3号に規定する副市長の在職年数は、助役の在職期間を通算する。

付 則(平成20年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第4号の規定は、令和4年度分の市の表彰から適用する。

付 則(令和5年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和6年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。(令和6年9月25日公布)